

利用者 各位

高岡市教育委員会
生涯学習・スポーツ課

市内トレーニングセンターの運用について

早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市スポーツ行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市内トレーニングセンターにつきまして、下記のとおり施設予約および解錠方法、運用内容を変更しましたのでご確認いただきますようお願いいたします。

1 対象施設

- ・山王トレーニングセンター（高岡市福岡町江尻 50-1）
- ・赤丸トレーニングセンター（高岡市福岡町赤丸 676）
- ・西五位トレーニングセンター（高岡市福岡町上向田 41-1）
- ・大滝トレーニングセンター（高岡市福岡町大滝 849）

2 運用変更日（開始日）

- ・令和5年5月1日より

3 変更内容

(1) 予約方法の変更

現 行：ふくおか総合文化センター（Uホール）に申込書を提出。

変更後：レゼルバ予約システムによりインターネット上での申請。

(2) 施設の解錠方法の変更（※西五位トレーニングセンター、山王トレーニングセンター）

現 行：鍵の貸出による解錠。

変更後：予約時に発行されたパスワード（暗証番号）による解錠。

(3) 運用内容の変更

別紙をご確認ください。

※レゼルバ予約システム URL

- ・ <https://reserva.be/takaokashi55sports>

令和5年5月1日からはこちらより予約申請を行ってください。

(ページ上部「会員ログイン」内の「新規登録はこちら」をクリック後、登録するメールアドレスを入力し、メールを送信してください。送信後に登録ページの URL をお知らせするメールが届きます。)

4 その他

- ・変更日前に申請済みの予約については再申請する必要はありません。

・西五位トレーニングセンターの運用変更日前に予約した団体については従来の鍵貸し出し場所にて電子錠に対応した鍵を貸し出します。

高岡市教育委員会
生涯学習・スポーツ課
担当 スポーツ振興係
電話 0766-20-1458

利用条件

- ・ 5名以上で構成され、半数以上が高岡市に在住、在勤、在学する者で構成された団体（大会や試合の場合は例外とする）。
- ・ トレーニングセンターでの壁への投球やボールを蹴る動作を伴う競技は禁止とする。また、ラクロス及びドローンも禁止とする。
- ・ 硬式球の利用を禁止とする。
- ・ 営利を目的とした利用は禁止とする。

利用時間

- ・ 高岡市体育施設条例に準ずる。

予約回数制限

- ・ 各施設月8回（週2回）とする。

※月8回を超える場合は事前に生涯学習・スポーツ課に要相談。

団体登録

- ・ 予約システム登録時に団体名簿を提出。（登録時に団体名簿登録のURLを送信します。）

利用申請（利用予約）

①一般利用

- ・ 利用予約は、3カ月前の1日午前6時から受け付けるものとし、先着順とする。
- ・ 天候または管理者都合等によらない利用者の都合によるキャンセルは禁止とする。
（やむを得ない理由があり利用ができない、またはキャンセルする場合は、できる限り早くUホール【0766-64-1436】まで連絡すること）

②市・地域・学校の行事および大会の利用について

- ・ 市教育委員会が認める場合、一般利用の予約月前に優先的に予約を受け付けることができるものとする。
- ・ 一般利用受付後は、原則優先されることはない。
- ・ 市教育委員会が認める場合、団体登録は必要としない。

利用方法

①レゼルバ予約システムにて予約申請を行う。

②西五位トレーニングセンターについては予約完了後に電子錠解錠のパスワードが発行されるので、そのパスワードにより解錠する。その他のトレーニングセンターについては、従来の鍵管理者より鍵を受け取る。

③使用後は鍵を返却。

利用上の諸注意

①開錠・施錠を徹底すること

②節電に心がけ、利用後は確実に消灯すること

- ③利用する備品は、適切に扱うとともに、安全に留意して施設を利用すること
- ④施設使用後は、利用した備品は元の場所に綺麗に片付け、施設の清掃を行うこと
- ⑤許可された時間内で準備・片付けを行い、存後の利用団体の使用を妨げないこと
- ⑥施設内での私物保管を禁ずる
- ⑦ゴミは必ず持ち帰ること
- ⑧敷地内での喫煙、火気の使用を禁ずる
- ⑨アルコール類を飲用しての使用は禁ずる
- ⑩近隣住民に迷惑となる行為を禁ずる
- ⑪利用許可のない団体や個人への場所や鍵の転貸は厳禁とする
- ⑫施設および設備器具を故意または過失によって破損した場合は、高岡市教育委員会に届け出るとともに、該当団体が修理・弁償すること